

## ○国保をやめるとき

こ ん な と き	手 続 き に 必 要 な も の
他の市区町村へ転出するとき	保険証、印鑑
職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証、印鑑
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の加入者が死亡したとき	亡くなった方の保険証、印鑑、死亡診断書
生活保護を受けるようになったとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑

## ○その他

こ ん な と き	手 続 き に 必 要 な も の
町内で住所が変わったとき	
世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印鑑
世帯が分かれたり、一緒になったとき	
修学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書、印鑑
保険証の紛失・汚損のとき	本人確認ができるもの、印鑑

●問い合わせ窓口 ● 保険年金課 ☎ 247-1341(直通)

## 国民年金保険料の産前産後免除制度

国民年金第1号被保険者が出産した際、出産前後の一定期間の国民年金保険料が申請により免除されます。免除された期間は、保険料を納付した場合と同様に、老齢基礎年金の受給額に反映されます。

- 必要なもの 印鑑、年金手帳(年金番号がわかるもの)またはマイナンバーがわかるもの、申請者の本人確認書類、母子健康手帳

●問い合わせ窓口 ● 保険年金課 ☎ 247-1341(直通)

